

不可抗力およびイベント中止に関する条項



(不可抗力)

1. 不可抗力の定義

本契約において「不可抗力」とは、主催者の合理的支配を超える事由をいい、以下を含むがこれらに限定されないものとする。

- (1) 台風、豪雨、暴風、洪水、地震その他の自然災害
- (2) 気象庁が発令する警報・特別警報等の公的気象情報
- (3) 国または地方公共団体その他の公的機関による命令、指導または要請
- (4) 尼崎市教育委員会等関係機関からの指示または助言
- (5) 公共交通機関の運休
- (6) 感染症の流行その他公衆衛生上の緊急事態
- (7) テロ行為、騒乱その他予見困難な事由

2. イベントの中止または延期

不可抗力により本イベントの開催が困難となった場合、主催者はイベントを中止または延期することができる。この場合、主催者は、スポンサーに対し、販売機会の喪失、広告効果の未達成、その他間接的・付随的・結果的損害について一切の責任を負わないものとする。

3. 協賛金の取扱い

不可抗力によりイベントが中止となった場合の協賛金の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 協賛特典は、延期後の開催日に自動的に移行されるものとする。
- (2) 当初予定日から6か月以内に延期開催が行われない場合、スポンサーは、
 - ① 次回公式イベントへの協賛振替、または
 - ② 協賛金の50%の返金のいずれかを選択できるものとする。

なお、主催者が既に支出した準備費用、制作費、事務費等については返金対象外とする。

4. 中止決定の権限および通知

イベントの中止または延期の決定は、実行委員会が行い、原則として開催当日の午前7時までに、公式ウェブサイト等を通じて告知するものとする。

5. 準拠法および管轄

本契約は日本法に準拠し、本契約に関して生じる紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

Prepared by / 作成者

A handwritten signature in black ink that reads 'Jesrel Dela Victoria'.

Jesrel Dela Victoria, RME
Vice Chairman
Mobile: 080-2783-4040
Email: amaphifest@gmail.com